

令和 7 年度
家庭教育支援施策の取りまとめ



令和 7 年 6 月
鹿 児 島 県

この「家庭教育支援施策の取りまとめ」は、「鹿児島県家庭教育支援条例」第11条の規定に基づくものである。

なお、施策の取りまとめに当たっては、同条例第12条から第17条に示された6つの分野に分けて整理した。

鹿児島県家庭教育支援条例（抄）

（年次報告）

第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

目 次

令和7年度 家庭教育支援施策の一覧	・ ・ ・	1
1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)	・ ・ ・	4
2 親になるための学びの推進(第13条)	・ ・ ・	9
3 人材養成等(第14条)	・ ・ ・	11
4 関係者の連携した活動の促進(第15条)	・ ・ ・	16
5 相談体制の整備・充実(第16条)	・ ・ ・	21
6 広報及び啓発(第17条)	・ ・ ・	25
(参考) 鹿児島県家庭教育支援条例	・ ・ ・	31

令和7年度 家庭教育支援施策の一覧

新規事業：☆

1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)

事業名等	担当課等	ページ
地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）	子ども政策課	4
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業	カクイックス交流センター男女共同参画推進課（男女共同参画センター）	4
ハンセン病対策事業（親子療養所訪問）	健康増進課	4
女性健康支援センター事業	子育て支援課	5
☆プレコンセプションケア推進事業		5
地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）	社会教育課	6
〃（家庭教育学級長等研修会）		6
〃（家庭教育に関する学習講座等への講師派遣）		6
〃（参加型学習による家庭教育支援研修会）		6
学習機会提供事業	かごしま県民大学中央センター	7
青少年社会教育施設等自主研修事業	青少年研修センター 南薩少年自然の家 奄美少年自然の家	7
文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）	文化財課	7
人権教育開発事業	人権同和教育課	8
人権教育推進事業（子どもの人権プロジェクト推進校事業）		8

2 親になるための学びの推進(第13条)

事業名等	担当課等	ページ
女性健康支援センター事業（再）	子育て支援課	9
社会教育指導者養成事業（ジュニア・リーダー研修会）	社会教育課	9

＜参考＞学校教育における関連する主な指導内容

3 人材養成等(第14条)

事業名等	担当課等	ページ
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再）	カクイックス交流センター男女共同参画推進課（男女共同参画センター）	11
家庭児童相談室設置事業	子ども福祉課	11
女性健康支援センター事業（再）	子育て支援課	11
かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）	農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室	12
〃（市町村等推進事業）		12
幼稚園新規採用教員研修事業	義務教育課	12
幼稚園教育理解・発展推進事業		13

事業名等	担当課等	ページ
地域ぐるみ学校安全体制推進事業 (スクールガード・防犯ボランティア等研修会)	保健体育課	13
地域で支える家庭教育推進事業(家庭教育支援員研修会)	社会教育課	13
社会教育指導者養成事業		14
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進事業		14

4 関係者の連携した活動の促進(第15条)

事業名等	担当課等	ページ
かごしま地域塾推進事業(放課後子ども教室運営費補助)	子ども福祉課	16
郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業	青少年男女共同参画課	
〃 (青少年運動推進事業)		16
〃 (県民会議運営事業)		16
子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業(再)	カクイックス交流センター男女共同参画推進課(男女共同参画センター)	17
生活困窮者自立支援事業(子どもの学習・生活支援事業)	社会福祉課	17
かごしまの“食”推進事業(かごしまの“食”活動推進)(再)	農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室	17
〃 (市町村等推進事業)(再)		18
地域ぐるみ学校安全体制推進事業 (スクールガード・リーダーを配置する市町村への助成)	保健体育課	18
地域で支える家庭教育推進事業(家庭教育推進委員会)(再)	社会教育課	18
〃 (モデル市町村への助成)		18
社会教育指導者養成事業(再)		19
コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進事業(再)		19
少年警察ボランティアの活動による支援	人身安全・少年課	20
スクールサポーターによる少年の健全育成支援		20

5 相談体制の整備・充実(第16条)

事業名等	担当課等	ページ
SNS相談事業	男女共同参画室	21
男女共同参画相談事業	カクイックス交流センター男女共同参画推進課(男女共同参画センター)	21
家庭児童相談室設置事業(再)	子ども福祉課	21
「かごぷれホットライン」オンライン相談支援事業	子育て支援課	21
女性健康支援センター事業(再)		22
かごしま教育ホットライン24	義務教育課, 高校教育課	22
生徒指導対策総合推進事業「スクールソーシャルワーカー活用事業」	高校教育課, 義務教育課	22

事業名等	担当課等	ページ
生徒指導対策総合推進事業「スクールカウンセラー配置事業」	高校教育課，義務教育課	23
生徒指導対策総合推進事業「臨床心理士等相談員派遣事業」	高校教育課	23
生徒指導対策総合推進事業「子どもの心のSOS相談事業」	高校教育課，義務教育課	23
少年サポートセンターによる少年相談への対応	人身安全・少年課	24
若者自立支援対策推進事業	子ども福祉課，障害福祉課	24

6 広報及び啓発(第17条)

事業名等	担当課等	ページ
郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業 (青少年運動推進事業)(再)	青少年男女共同参画課	25
「育児の日」普及事業	子ども政策課	25
地域少子化対策強化事業(男性の家事・育児参画促進事業)(再)		25
☆プレコンセプションケア推進事業(再)	子育て支援課	25
配偶者等からの暴力対策推進事業 (県民に対する広報・意識啓発，デートDV未然防止の取組)	男女共同参画室，カクイックス交流 センター男女共同参画推進課(男女共同参画センター)	26
男女共同参画社会促進事業(若年層のための意識啓発)	カクイックス交流センター男女共同参 画推進課(男女共同参画センター)	26
がん理解促進事業	健康増進課	27
障害者保健福祉大会開催事業	障害者支援室	27
障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業	障害福祉課	27
かごしま県民手話言語普及等推進事業(手話講座等開催事業)	障害者支援室	28
「手話言語の国際デー」及び「国際ろう者週間」における啓発活動		28
「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における啓 発活動	障害福祉課，こども総合療育セ ンター	28
自殺予防週間における啓発活動	障害福祉課，精神保健福祉セン ター，各保健所	29
心の健康を考えるつどい	鹿児島県精神保健福祉協議会	29
広報活動事業	総務福利課	29
地域で支える家庭教育推進事業(家庭教育に関する広報・啓発)	社会教育課	29
// (家庭教育についての企業の理解促進)		30
図書館サービスの充実	図書館	30
文化財愛護思想の普及(文化財研修講座)(再)	文化財課	30

1 親としての学びを支援する学習機会の提供(第12条)

事業名等	地域少子化対策強化事業（男性の家事・育児参画促進事業）		
実施主体	県（子ども政策課）	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	2, 8 1 4 千円	財源負担割合	国2/3, 県1/3

<趣 旨>

男性（父親）の家事・育児参加が不十分であることが少子化の要因の一つとなっていることから、男性の家事・育児参加や地域全体で子どもがいる世帯を応援する機運のさらなる醸成のため、「育児の日」フォーラムを開催するなど、安心して子どもを生み育てられる機運の醸成を図る。

<事業内容>

- (1) 「育児の日」フォーラムの開催
- (2) 男性の家事育児参画応援読本（フリーペーパー等）の作成及び配布

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成25年度
R7当初予算額	2, 0 9 1 千円	財源負担割合	基金繰入金(1, 789千円)

<趣 旨>

子どもの頃からジェンダー平等についての理解を深めるため、小・中学生、教職員、保護者及び地域住民を対象としたワークショップ等を開催する。

<事業内容>

- (1) 学校等におけるワークショップ、セミナー等の開催
- (2) 教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 実践書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	ハンセン病対策事業（親子療養所訪問）		
実施主体	県（健康増進課）	事業開始年度	平成14年度
R7当初予算額	2 7 7 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

ハンセン病問題に関する正しい知識の普及啓発を進め、ハンセン病であった方々への偏見・差別の解消を図るために、ハンセン病問題に関心をもち、療養所の訪問を希望する親子や教師に、療養所の施設見学や入所者との交流の場を提供する。

<事業内容>

- 対 象 者：ハンセン病問題に関心をもち、入所者との交流等を希望する小・中学生、高校生とその保護者等
- 実施内容：ハンセン病とハンセン病問題の歴史について、講話、ビデオ学習、入所者との交流及び施設見学等の実施
- 実施場所：国立療養所星塚敬愛園、国立療養所奄美和光園

事業名等	女性健康支援センター事業		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成24年度
R7当初予算額	1, 571千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による、生徒及び保護者を対象とした健康教育（思春期教育に係る研修会など）の実施

事業名等	プレコンセプションケア推進事業		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	令和7年度
R7当初予算額	3, 309千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、性や妊娠・出産等に関する医学的・科学的に正しい知識の普及により、妊娠・出産を含むライフプランニング教育の充実を図るとともに、将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供など、ライフステージごとに必要となる備えや支援制度についての情報、学習機会の提供などを行う。

<事業内容>

- (1) 講演会の開催
 - ① 対象
 - 高校生から20代前半の男女
 - 小中学生の保護者や支援者等
 - ② 内容
 - ・ 医師や助産師等専門家による講演（妊娠・出産に関する医学的根拠や現状等を含む）
 - ・ 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識を踏まえたライフプランセミナーの開催
- (2) SNS等を活用した普及・啓発
 - ・ SNSを活用し、妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図る。
 - ・ リーフレットの作成・配布

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

家庭の教育力の向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うために設置する。

＜事業内容＞

推進委員：学校関係者，子育て支援団体，企業団体，行政関係者（県・市町村の教育及び福祉部局），学識経験者 15人

協議内容：地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育学級長等研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

家庭教育学級における課題を明らかにし，その解決策等について意見交換や事例発表等を行い，家庭教育学級のより一層の充実を図るとともに，家庭の教育力の向上に資する。

＜事業内容＞

対象者：家庭教育学級長，家庭教育学級主事，市町村教育委員会担当職員等

研修内容：事例発表及び企画・運営面に関するグループ協議，学習プログラム演習

実施場所：鹿児島会場（いちき串木野市），大島会場（奄美市）

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する学習講座等への講師派遣）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

各地区，市町村等で開催される家庭教育に関する学習講座へ講師を派遣し，家庭教育に関する世代別学習プログラムを活用した講座を実施することで，家庭の教育力の向上に資する。

＜事業内容＞

対象者：保護者（家庭教育学級，PTA，研修会等），行政関係者

実施場所：市町村，学校等

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（参加型学習による家庭教育支援研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

現代の保護者に必要な家庭教育支援に関わる講話，ワークショップやパネルディスカッション等を通し，家庭教育を広範な人々で支える体制づくりを進める。

<事業内容>

対 象 者：保護者、学校関係者、行政関係者、家庭教育支援員等

実施場所：鹿児島市

事業名等	学習機会提供事業		
実施主体	県(かごしま県民大学中央センター)	事業開始年度	平成元年度
R7当初予算額	2, 8 4 7 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

市町村・大学・関係機関・団体等と連携して、現代的課題や市町村が抱える課題を解決するための学習機会を提供することにより、市町村の実情に即した生涯学習の振興を支援する。

<事業内容>

対 象 者：県民一般

内 容：○生涯学習県民大学講座（26講座）

各市町村が抱える課題の解決に向けた内容

○メディア研修講座（14講座＋随時）

社会教育関係者対象の指導者養成

事業名等	青少年社会教育施設等自主研修事業		
実施主体	県（各青少年社会教育施設）	事業開始年度	—
R7当初予算額	2, 9 0 2 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

家族等を対象とし、各施設の特徴を生かした自主事業を実施することにより、体験活動の機会を提供し、家庭教育の充実に資する。

<事業内容>

(1) 青少年研修センター

- ・ たけのこホリデイ ・ ファミリーデイキャンプ春物語
- ・ 夏休み親子工作教室
- ・ 年末を彩るウィンタークラフト～家族で楽しむクリスマスリースづくり～

(2) 南薩少年自然の家

- ・ みんなひとつべ！ふれあいなんさつ ・ 親子で忍者体験
- ・ ファミリーキャンプ ・ わくわく万之瀬川クルーズ①②

(3) 奄美少年自然の家

- ・ ファミリーキャンプ(全3回)
- ・ ハアサキデイ(全3回)

事業名等	文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）		
実施主体	県（文化財課）	事業開始年度	昭和48年度
R7当初予算額	7 4 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

県内の文化財行政関係者、官公庁職員、教育関係者及び文化財に関心のある一般県民が、文化財への理解と認識を深め、文化財に関する愛護思想の普及が図られる

よう、文化財研修講座を開催する。

<事業内容>

文化財保護に関する基本的な知識の習得（講座、講演等）

事業名等	人権教育開発事業		
実施主体	県（人権同和教育課）	事業開始年度	平成23年度
R7当初予算額	1,050千円	財源負担割合	全額国庫負担

<趣 旨>

学校、家庭、地域社会が一体となった人権教育の総合的な取組を行う地域や、人権教育の実践的な研究を推進する研究校を指定し、その研究成果等を県内外に普及することで、人権教育の一層の推進を図る。

<事業内容>

(1) 人権教育総合推進地域

- ・ 人権教育総合推進会議を設置し、地域が一体となった取組を行う。
- ・ 推進協力校を指定し、地域と連携を図り、実践的な研究を行う。
- ・ 本事業の成果を報告書や研究公開等により、広く普及・啓発する。

(2) 人権教育研究指定校

- ・ 人権意識を培うための実践的な研究を行う。
- ・ 年度ごとに、研究成果を報告書にまとめる。
- ・ 本事業の成果を報告書や研究公開等により、広く普及・啓発する。

事業名等	人権教育推進事業（子どもの人権プロジェクト推進校事業）		
実施主体	県（人権同和教育課）	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	328千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

「人権教育は全ての教育の基本」との認識の下、様々な教育課題の解決を図るために人権同和教育の実践研究を行う。その際、「チーム学校でつくる人権教育」に取り組むための体制をつくるとともに、一人一人の子どもが抱えている問題や課題に関する学校全体の取組の充実を図る。

<事業内容>

子どもの人権プロジェクト推進校に人権同和教育課から講師を派遣し、家庭教育学級や全体PTAで保護者対象の人権講話等を行うとともに、参加型学習を体験できるようにする。子どもとの向き合い方を学んだり、日頃の自分を振り返ったりすることで、保護者一人一人の人権感覚の高揚を図る。

2 親になるための学びの推進(第13条)

事業名等	女性健康支援センター事業（再掲）		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成24年度
R7当初予算額	1, 5 7 1 千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による、生徒及び保護者を対象とした健康教育（思春期教育に係る研修会など）の実施

事業名等	社会教育指導者養成事業（ジュニア・リーダー研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	昭和49年度
R7当初予算額	4 9 7 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

所属団体の更なる充実と活性化のため、ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握し、組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら、自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成する。

<事業内容>

- ジュニア・リーダー研修会
 - 対象者：ジュニア・リーダー、イン・リーダー、高校生クラブリーダー、ユース・リーダー等
 - 会 場：鹿児島会場，大島会場

〈参考〉

学校教育における関連する主な指導内容（学習指導要領から一部抜粋）

※ 学校教育では、各教科等において「親になるための学びの推進」につながる内容を扱っているが、特に関連の深い教科である「家庭」、「技術・家庭」、「体育」及び「保健体育」では次のような内容を指導している。

1 小学校「家庭」、中学校「技術・家庭」、高等学校「家庭」

校種 分類	小学校「家庭」	中学校「技術・家庭」 (家庭分野)	高等学校「家庭」 (科目「家庭基礎」)
家庭の役割	○ 家庭生活と家族の大切さ ○ 家庭生活と家族の協力 ○ 家庭生活を支える仕事 ○ 互いに協力し分担する必要性 ○ 生活時間の有効な使い方	○ 自分の成長と家族や家庭生活との関わり ○ 家族・家庭の基本的な機能 ○ 家族や地域の人々と協力・協働した家庭生活 ○ 子供が育つ環境としての家族の役割	○ 家族・家庭の機能と家族関係 ○ 家族・家庭生活を取り巻く社会環境の変化や課題 ○ 家族・家庭と社会との関わり
子育ての意義		○ 幼児の発達と生活の特徴	○ 乳幼児期の心身の発達 ○ 乳幼児期の生活
将来親になるために必要な知識	○ 家族との触れ合いや団らん大切さ ○ 家庭生活と地域の人々との関わり ○ 地域の人々の協力 ○ 家族や地域の人々とのよりよい関わり	○ 幼児にとっての遊びの意義 ○ 幼児との関わり方 ○ 家族の互いの立場や役割 ○ 家庭生活の地域との相互の関わり ○ 高齢者など地域の人々との協働	○ 親の役割と保育 ○ 子供を取り巻く社会環境 ○ 子育て支援 ○ 生涯を通して家族・家庭の生活を支える福祉や社会的支援

2 小学校「体育」、中学校及び高等学校「保健体育」

校種 分類	小学校「体育」 (保健領域)	中学校「保健体育」 (保健分野)	高等学校「保健体育」 (科目「保健」)
将来親になるために必要な知識	○ 体の発育・発達について理解すること - ア 年齢に伴う体の変化と個人差 - イ 思春期の体の変化 - ウ 体をよりよく発育・発達させるための生活	○ 心身の機能の発達と心の健康 - ア 身体機能の発達 - イ 生殖に関わる機能の成熟 - ウ 精神機能の発達と自己形成 - エ 欲求やストレスへの対処と心の健康	○ 生涯を通じる健康 - ア 生涯の各段階における健康 - イ 労働と健康

3 人材養成等(第14条)

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再掲）		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成25年度
R7当初予算額	2, 0 9 1 千円	財源負担割合	基金繰入金(1, 789千円)

<趣 旨>

子どもの頃からジェンダー平等についての理解を深めるため、小・中学生，教職員，保護者及び地域住民を対象としたワークショップ等を開催する。

<事業内容>

- (1) 学校等におけるワークショップ，セミナー等の開催
- (2) 教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 実践書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	家庭児童相談室設置事業		
実施主体	県（子ども福祉課）	事業開始年度	昭和39年度
R7当初予算額	1 7, 1 8 6 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

家庭児童福祉の向上を図るため，各地域振興局等に家庭児童相談室を設置し，家庭における適正な児童養育等の相談指導を行う家庭相談員が児童の各相談に応じ，また，相談員の資質向上のため，研修会を行う。

<事業内容>

- (1) 家庭相談員の配置：県地域振興局等 9 人
- (2) 家庭相談員研修会
対 象 者：県及び市町家庭相談員
研修内容：事例発表及びグループ討議等

事業名等	女性健康支援センター事業（再掲）		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	平成24年度
R7当初予算額	1, 5 7 1 千円	財源負担割合	国1/2，県1/2

<趣 旨>

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し，思春期から更年期に至る女性に対し，婦人科的疾患及び更年期障害，予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等，女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

<事業内容>

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による，生徒及び保護者を対象とした健康教育（思春期教育に係る研修会など）の実施

事業名等	かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）		
実施主体	県（農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	978千円	財源負担割合	国庫（273千円） 県（505千円） 基金繰入金（200千円）

＜趣 旨＞

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活を実現するため、体験を通じた食の生産過程、農林水産業の理解促進、食育を担う人材の育成など、ライフステージに合わせた「かごしまの“食”」の実践を促進する。

＜事業内容＞

- (1) 食育支援体制に基づく食育支援
- (2) 食育に係る人材育成

事業名等	かごしまの“食”推進事業（市町村等推進事業）		
実施主体	市町村・民間団体等（農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）	事業開始年度	平成29年度
R7当初予算額	6,000千円	財源負担割合	市町村等1/2, 国1/2

＜趣 旨＞

市町村等が行う農林漁業体験機会の提供や地域食文化の継承等の取組を支援する。

＜事業内容＞

市町村等の食育の取組支援（補助金） 6市町

事業名等	幼稚園新規採用教員研修事業		
実施主体	県（義務教育課）	事業開始年度	平成4年度
R7当初予算額	1,627千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

教育公務員特例法第23条及び同法附則第5条の規定に基づき、幼稚園等の教育水準の維持向上を図るため、現職研修の一環として、その職務の遂行に必要な事項に関する研修を実施し、実践的指導力や使命感など幼稚園教員としての資質向上に資する。

＜事業内容＞

対 象 者：令和7年度幼稚園新規採用教員

研修内容：基礎的素養（幼稚園教育の現状と課題、サービスと心構え等）

学級経営（学級経営の意義、保護者理解、家庭との連携等）

教育課程（教育課程編成、指導計画作成、研究保育等）

幼児理解（幼児の発達の理解、評価等）

実施場所：県総合教育センター・他

事業名等	幼稚園教育理解・発展推進事業		
実施主体	県（義務教育課）	事業開始年度	平成21年度
R7当初予算額	808千円	財源負担割合	全額国庫負担

＜趣 旨＞

各都道府県において、幼稚園の教育課程の編成をはじめとして幼稚園教育に関する内容、幼稚園の運営・管理、保育技術等に関する専門的な講義、研究協議等を行うことにより、幼稚園教育の振興・充実を図る。

＜事業内容＞

対象者：幼稚園教員（私立幼稚園教員含む）、保育所保育士、小学校教員等
 研修内容：幼稚園の教育課程編成及び実施に伴う指導上の諸課題についての専門的講義や研究協議等、園長等に対する幼稚園の管理・運営に関する専門的講義や研究協議等
 実施場所：県総合教育センター・他

事業名等	地域ぐるみ学校安全体制推進事業（スクールガード・防犯ボランティア等研修会）		
実施主体	県（保健体育課）	事業開始年度	平成18年度
R7当初予算額	984千円	財源負担割合	国1/3，県2/3

＜趣 旨＞

児童生徒の安全を図るために、スクールガードや防犯ボランティアを対象に、不審者への対応についての研修会を実施する。

＜事業内容＞

実施会場：県内7地区8会場
 研修内容：スクールガードや防犯ボランティアの活動の理解
 不審者へ対応する実技研修

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育支援員研修会）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3，県2/3

＜趣 旨＞

相談対応や専門家の紹介、家庭教育情報の収集・提供、効果的な学習機会の企画・運営、託児所の開設等、家庭教育支援に関する活動を整備・調整・推進する人材を養成し、家庭教育支援の充実に資する。

＜事業内容＞

対象者：PTA経験者、元学校関係者、民生委員等、教育・福祉に理解と熱意があり、過去に教育や福祉分野での活動実績を有する者（過去に県教委主催の家庭教育相談員養成研修会を受講した者も含む。）
 研修内容：＜基礎講座＞
 カウンセリングの意義・役割と相談の進め方
 児童生徒の現状と課題（いじめ、不登校相談含む。）
 発達障害の理解とその対応、児童虐待の現状とその対策・対応
 家庭教育に関する世代別学習プログラムの概要と基本的な研修の進め方

事例発表，グループ協議等

＜スキルアップ講座＞

家庭教育相談の進め方，事例発表，グループ協議等

実施場所：鹿児島会場，大島会場

事業名等	社会教育指導者養成事業		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	昭和49年度
R7当初予算額	497千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

- (1) 社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため，各社会教育関係団体の現状や課題を把握し，組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，活力ある地域づくりのために，自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者等を養成する。
- (2) 所属団体の更なる充実と活性化のため，ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握し，組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成する。

＜事業内容＞

- (1) 社会教育関係団体指導者等研修会
対象者：子ども会指導者，青年団体指導者，女性団体指導者，PTA指導者，高齢者団体指導者等
会 場：鹿児島会場，大島会場
- (2) ジュニア・リーダー研修会
対象者：ジュニア・リーダー，イン・リーダー，高校生クラブリーダー，ユース・リーダー等
会 場：鹿児島会場，大島会場

事業名等	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進事業		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	869千円	財源負担割合	国1/3，県2/3

＜趣 旨＞

学校と地域住民の連携・協働を進め，一体となって子どもたちの成長を支えていく体制を構築するため，地域とともにある学校づくりと，学校を核とした地域づくりを推進する。

＜事業内容＞

- (1) 鹿児島県CS・地域学校協働活動推進委員会
・年2回 ・委員15人以内
- (2) かごしまCS・地域学校協働活動関係課連絡会
・年2回 ・13課
- (3) かごしまCS・地域学校協働活動研修会
対 象 者：地域学校協働活動推進員，地域コーディネーター，学校運営協議会委員，教職員，行政関係者，社会教育関係団体等
会 場：県内3か所（鹿児島会場，始良・伊佐会場，熊毛会場）

- (4) 広報啓発資料作成業務委託
二次元コードやWebを利用した啓発活動
- (5) CSと地域学校協働活動の一体的推進モデル校事業

4 関係者の連携した活動の促進(第15条)

事業名等	かごしま地域塾推進事業（放課後子ども教室運営費補助）		
実施主体	県（子ども福祉課）8市町	事業開始年度	平成19年度
R7当初予算額	3, 842千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

＜趣 旨＞

放課後や週末等に小学校の余裕教室等を活用して子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちとともに勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を実施することにより、子どもたちが地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進する。

＜事業内容＞

- (1) 放課後や週末等を利用して、子どもたちの活動拠点である放課後子ども教室を実施
- (2) 域内の地域学校協働活動の運営方法等を検討する運営委員会の設置
- (3) 地域学校協働活動の企画、地域と学校との情報共有・調整、地域学校協働活動を行う地域住民等に対する助言等を行う地域学校協働活動推進員等の配置

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業（青少年運動推進事業）		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	平成18年度
R7当初予算額	1, 330千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を展開する。

地域ぐるみの青少年育成の活性化のため、親・大人の意識の高揚・啓発に努める。

＜事業内容＞

- (1) 青少年育成指導者研修会の開催
- (2) 広報紙「せつとべ」の発行
- (3) 「家庭の日」ポスター、標語作品募集等

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業(県民会議運営事業)		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	昭和51年度
R7当初予算額	1, 467千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

青少年問題の重要性に鑑み、広く県民の総意を集結し、次代を担う青少年の育成を県民総ぐるみで推進する。

＜事業内容＞

- (1) 地域青少年育成推進協議会の開催
- (2) 青少年育成県民会議表彰（青少年育成指導者、青少年団体・グループ、青少年育成団体）

事業名等	子どもたちの男女共同参画学びの広場推進事業（再掲）		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成25年度
R7当初予算額	2, 0 9 1 千円	財源負担割合	基金繰入金(1, 789千円)

＜趣 旨＞

子どもの頃からジェンダー平等についての理解を深めるため、小・中学生、教職員、保護者及び地域住民を対象としたワークショップ等を開催する。

＜事業内容＞

- (1) 学校等におけるワークショップ、セミナー等の開催
- (2) 教職員向けの男女共同参画研修・ワークショップの開催
- (3) 実践書（ワークショップマニュアル付き）の作成

事業名等	生活困窮者自立支援事業（子どもの学習・生活支援事業）		
実施主体	県（社会福祉課）	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	1 4, 6 0 2 千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

＜趣 旨＞

様々な要因で学習環境が整っていない生活困窮者世帯の子どもに対して、学習支援、居場所の提供及びその他の社会生活支援を実施することにより、生活困窮者世帯の将来に向けた経済的・社会的自立を促し、貧困の世代間連鎖を防止する。

＜事業内容＞

- (1) 学習会の開催等による子どもの学習支援
- (2) 子どもの居場所づくり
- (3) 子どもの進路指導，高校中退防止支援
- (4) 保護者に対する養育支援

（実施地域：県が福祉事務所を設置している18町村）

事業名等	かごしまの“食”推進事業（かごしまの“食”活動推進）（再掲）		
実施主体	県（農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	9 7 8 千円	財源負担割合	国庫(273千円) 県 (505千円) 基金繰入金(200千円)

＜趣 旨＞

地産地消を基本とした健康で豊かな食生活を実現するため、体験を通じた食の生産過程，農林水産業の理解促進，食育を担う人材の育成など，ライフステージに合わせた「かごしまの“食”」の実践を促進する。

＜事業内容＞

- (1) 食育支援体制に基づく食育支援
- (2) 食育に係る人材育成

事業名等	かごしまの“食”推進事業（市町村等推進事業）（再掲）		
実施主体	市町村・民間団体等（農政課かごしまの食輸出・ブランド戦略室）	事業開始年度	平成29年度
R7当初予算額	6, 0 0 0 千円	財源負担割合	市町村等1/2, 国1/2

＜趣 旨＞

市町村等が行う農林漁業体験機会の提供や地域食文化の継承等の取組を支援する。

＜事業内容＞

市町村等の食育の取組支援（補助金） 6 市町

事業名等	地域ぐるみ学校安全体制推進事業 （スクールガード・リーダーを配置する市町村への助成）		
実施主体	県（保健体育課）	事業開始年度	平成22年度
R7当初予算額	1 0, 1 1 9 千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

＜趣 旨＞

児童生徒の学校や通学路における安全確保を図るために、スクールガード・リーダーを委嘱し、地域社会全体で子どもを見守る体制を整備する。

＜事業内容＞

- (1) 県内34市町村に75人のスクールガード・リーダーを委嘱
- (2) 年間26回実施
- (3) 登下校の安全確保, 学校内外の安全点検, スクールガードとの連携

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育推進委員会）（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2, 3 5 3 千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

家庭の教育力の向上に資する効果的な家庭教育支援の在り方や具体的方策等についての検討を行うために設置する。

＜事業内容＞

推進委員：学校関係者, 子育て支援団体, 企業団体, 行政関係者（県・市町村の教育及び福祉部局）, 学識経験者 16人

協議内容：地域における効果的な家庭教育支援の在り方についての意見交換等

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（モデル市町村への助成）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2, 0 4 0 千円	財源負担割合	国1/3, 県1/3, 市町村1/3

＜趣 旨＞

家庭教育支援員を配置し、学校・家庭・地域が連携して家庭教育支援活動を推進している市町村へ事業費補助を行い、家庭教育支援を行う人材相互の連携の推進を図るとともに、地域の実態に合わせた家庭教育支援の方策・手法を県下に波及させる。

＜事業内容＞

- (1) 家庭教育に関する相談対応
- (2) 相談内容に応じた適切な相談窓口や専門家等の紹介，福祉機関等への連絡調整
- (3) 家庭教育に関する情報収集・提供
- (4) 家庭教育学級や子育て講座など，保護者のニーズを踏まえた学習機会の提供
(家庭教育に関する世代別学習プログラムの活用等)
- (5) 授業参観，PTA，就学時健診等における託児やサロン活動等の実施
※ 家庭教育支援員は，地域の実情に合わせ，多様な地域人材や機関・団体との連携・協働により，これらの活動を効果的に組み合わせて実施する。
- (6) 家庭訪問等による個別の情報提供や相談対応の実施
- (7) 家庭教育アドバイザーの設置

事業名等	社会教育指導者養成事業（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	昭和49年度
R7当初予算額	497千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

- (1) 社会教育関係団体等の更なる充実と活性化のため，各社会教育関係団体の現状や課題を把握し，組織運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，活力ある地域づくりのために，自ら主体的に取り組む社会教育関係団体の指導者等を養成する。
- (2) 所属団体の更なる充実と活性化のため，ジュニア・リーダーとしての現状や課題を把握し，組織の運営等に必要な知識・技能に関する研修を行いながら，自ら主体的に取り組むジュニア・リーダーを養成する。

＜事業内容＞

- (1) 社会教育関係団体指導者等研修会
対象者：子ども会指導者，青年団体指導者，女性団体指導者，PTA指導者，高齢者団体指導者等
会 場：鹿児島会場，大島会場
- (2) ジュニア・リーダー研修会
対象者：ジュニア・リーダー，イン・リーダー，高校生クラブリーダー，ユース・リーダー等
会 場：鹿児島会場，大島会場

事業名等	コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進事業（再掲）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	869千円	財源負担割合	国1/3，県2/3

＜趣 旨＞

学校と地域住民の連携・協働を進め，一体となって子どもたちの成長を支えていく体制を構築するため，地域とともにある学校づくりと，学校を核とした地域づくりを推進する。

<事業内容>

- (1) 鹿児島県CS・地域学校協働活動推進委員会
・年2回 ・委員15人
- (2) かごしまCS・地域学校協働活動関係課連絡会
・年2回 ・13課
- (3) かごしまCS・地域学校協働活動研修会
対 象 者：地域学校協働活動推進員，地域コーディネーター， 学校運営協議会委員，教職員，行政関係者，社会教育関係団体等
会 場：県内3か所（鹿児島会場，始良・伊佐会場，熊毛会場）
- (4) 広報啓発資料作成業務委託
二次元コードやWebを利用した啓発活動
- (5) CSと地域学校協働活動の一体的推進モデル校事業

事業名等	少年警察ボランティアの活動による支援		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	昭和42年度(昭和60年度)
R7当初予算額	2, 8 0 2 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

少年補導員及び少年指導委員（計789人）によるボランティア活動を通じて，次代を担う少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する。

（規範意識の視点に立った家庭教育支援）

<事業内容>

- (1) 街頭補導活動
- (2) 少年を取り巻く有害環境の浄化活動
- (3) 警察との協働による立ち直り支援活動

事業名等	スクールサポーターによる少年の健全育成支援		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	平成19年度
R7当初予算額	4 1, 0 0 0 千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

県下の12署（鹿児島市内3署，薩摩川内署，霧島署，鹿屋署，日置署，南九州署，始良署，志布志署，奄美署，出水署）に，一人ずつ配置しているスクールサポーターの活動を通じて，少年の非行防止と健全育成に向けた取組を推進する。

（規範意識の視点に立った家庭教育支援）

<事業内容>

- (1) 少年の非行防止・立ち直り支援
- (2) 非行・犯罪被害防止教育の支援
- (3) 地域安全情報の把握と提供

5 相談体制の整備・充実(第16条)

事業名等	SNS相談事業		
実施主体	県（男女共同参画室）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	14,450千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

DV被害の潜在化を防止するため、身近で便利なSNSを活用した相談対応を行う。

<事業内容>

- (1) SNSによる相談の実施
- (2) SNS相談窓口カード等の作成，配布による周知

事業名等	男女共同参画相談事業		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成15年度
R7当初予算額	11,538千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

男女共同参画を阻害する行為等に関する悩みや問題（家庭，育児，仕事，生き方等）を抱える方々への助言等の支援を行う。

<事業内容>

男女共同参画センターにおいて，専任の相談員等が助言や専門機関の紹介等を行う。

- ・ 男女共同参画相談員による一般相談
- ・ 弁護士，医師等における専門相談

事業名等	家庭児童相談室設置事業（再掲）		
実施主体	県（子ども福祉課）	事業開始年度	昭和39年度
R7当初予算額	17,186千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

家庭児童福祉の向上を図るため，各地域振興局等に家庭児童相談室を設置し，家庭における適正な児童養育等の相談指導を行う家庭相談員が児童の各相談に応じ，また，相談員の資質向上のため，研修会を行う。

<事業内容>

- (1) 家庭相談員の配置：県地域振興局等 9人
- (2) 家庭相談員研修会
対 象 者：県及び市町家庭相談員
研修内容：事例発表及びグループ討議等

事業名等	「かごふれホットライン」オンライン相談支援事業		
実施主体	県（子育て支援課）	事業開始年度	令和4年度
R7当初予算額	3,752千円	財源負担割合	国1/2，県1/2

孤立感や不安を抱えた若年妊婦等が身近に相談できるオンライン相談窓口である「かごふれホットライン」を継続的に設置し、妊娠等に関する正しい情報の提供や予期しない妊娠等への相談支援を行うとともに、特定妊婦と疑われる者への産科等医療機関受診の支援や一時的な居場所の確保支援を行い、若年妊婦等への支援の更なる充実を図る。

- (1) 窓口・アウトリーチによる相談支援
- (2) コーディネート業務
- (3) SNS等を活用した相談支援
- (4) 産科婦人科受診等支援
- (5) 緊急一時的な居場所の確保

趣 旨

「女性健康支援センター」を保健所等に設置し、思春期から更年期に至る女性に対し、婦人科的疾患及び更年期障害、予期せぬ妊娠を含む妊娠・出産についての悩み等、女性の健康に関する相談指導や情報提供を行う。

- (1) 相談窓口（一般相談（県保健所）・専門相談（県助産師会））の設置
- (2) 女性の健康相談従事者研修会の実施
- (3) 学校からの依頼による、生徒及び保護者を対象とした健康教育（思春期教育に係る研修会など）の実施

〈趣旨〉

いじめの問題等に悩む子どもや保護者等が、夜間・休日を含めて24時間いつでも相談できる体制を整備することにより、いじめの問題等の早期対応の充実を図る。

24時間電話相談 0120-783-574 (フリーダイヤル)
0120-0-78310 (全国統一フリーダイヤル)

＜趣 旨＞

社会福祉等の専門的な知識及び技術を有するスクールソーシャルワーカーを配置し、児童生徒が置かれている様々な環境の問題へ働き掛けて支援を行うとともに、関係機関との連携により、不登校やいじめなど生徒指導上の課題の解決を図る。

＜事業内容＞

- (1) 事業連絡協議会及びスクールソーシャルワーカー活用事業研修会
- (2) 広域スクールソーシャルワーカーの派遣

事業名等	生徒指導対策総合推進事業「スクールカウンセラー配置事業」		
実施主体	県（高校教育課、義務教育課）	事業開始年度	平成7年度
R7当初予算額	149,723千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

＜趣 旨＞

児童生徒の臨床心理に関して、高度に専門的な知識及び経験を有するスクールカウンセラーを公立小・中・義務教育学校、特別支援学校、高校に派遣し、不登校やいじめなどの悩みについて、児童生徒や保護者の相談を受け、専門的な見地からアドバイスを行う。

＜事業内容＞

派遣対象校：県内全公立小学校・中学校・義務教育学校・特別支援学校・高校
（※ 高校は緊急派遣のみ）

派遣時間：1回あたり3時間

事業名等	生徒指導対策総合推進事業「臨床心理士等相談員派遣事業」		
実施主体	県（高校教育課）	事業開始年度	令和元年度
R7当初予算額	27,691千円	財源負担割合	国2/3, 県1/3

＜趣 旨＞

不登校やいじめなど生徒指導上の諸課題の未然防止や早期発見・対応のために、全ての県立高等学校に臨床心理士等を派遣することにより、教育相談体制の充実を図る。

＜事業内容＞

高等学校への臨床心理士等相談員の派遣（県立高校61校）

事業名等	生徒指導対策総合推進事業「子どもの心のSOS相談事業」		
実施主体	県（高校教育課、義務教育課）	事業開始年度	平成31年度
R7当初予算額	23,831千円	財源負担割合	国2/3, 県1/3

＜趣 旨＞

SNSを活用した相談の実施、SOSの出し方に関する教育や教育相談体制充実のための研修会（ゲートキーパー養成研修）を推進し、児童生徒が悩みを抱えたときに相談しやすい体制等の充実を図る。

＜事業内容＞

- (1) SNSを活用した相談・通報事業
- (2) SOSの出し方に関する教育
- (3) 教育相談体制充実のための研修会（ゲートキーパー養成研修）

事業名等	少年サポートセンターによる少年相談への対応		
実施主体	県（人身安全・少年課）	事業開始年度	平成11年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	県単

<趣 旨>

少年や保護者からの様々な悩み，困りごと等の相談を受理し，相談内容や事案に応じて必要な助言・指導を行うとともに，相談者の求めに応じて児童相談所等の関係機関と連携し，解決に導く取組を推進する。

<事業内容>

少年相談 ヤングテレホン 099-252-7867
ふこうに なやむな
ヤングメール kp-youngmail@police.pref.kagoshima.jp

事業名等	若者自立支援対策推進事業		
実施主体	県（子ども福祉課，障害福祉課）	事業開始年度	平成22年度
R7当初予算額	27,158千円	財源負担割合	国庫（5,480千円） 基金繰入金（4,500千円）

<趣 旨>

円滑な社会生活を営む上での困難を有する子ども・若者に対する総合相談窓口や支援地域協議会の運営及び各種啓発活動を通して，総合的な若者自立支援策の展開を図る。

<事業内容>

- (1) かごしま子ども・若者総合相談センター（ひきこもり地域支援センター）の運営
- (2) 「かごしま子ども・若者支援地域協議会」の運営
- (3) 自立支援策の展開（NPO法人等を活用した支援策の展開）

6 広報及び啓発(第17条)

事業名等	郷土(ふるさと)に学び・育む青少年運動推進事業(青少年運動推進事業)※(再掲)		
実施主体	県青少年育成県民会議 (青少年男女共同参画課)	事業開始年度	平成18年度
R7当初予算額	1, 330千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

青少年の自立の精神と豊かな感性のかん養、国際的感覚やふるさとを愛する心の醸成を目的とした青少年育成県民運動を展開する。

地域ぐるみの青少年育成の活性化のため、親・大人の意識の高揚・啓発に努める。

<事業内容>

- (1) 青少年育成指導者研修会の開催
- (2) 広報紙「せつとべ」の発行
- (3) 「家庭の日」ポスター、標語作品募集等

事業名等	「育児の日」普及事業		
実施主体	県(子ども政策課)	事業開始年度	平成22年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

妊婦や子どものいる世帯を地域全体で応援する機運を醸成するため、毎月19日を「育児の日」と定め、広く県民に子育て応援を呼びかける。

<事業内容>

毎月19日の「育児の日」の普及・啓発を図るため、各地のイベント等においてポスター等を活用した広報活動を行う。

事業名等	地域少子化対策強化事業(男性の家事・育児参画促進事業)(再掲)		
実施主体	県(子ども政策課)	事業開始年度	平成28年度
R7当初予算額	2, 814千円	財源負担割合	国2/3, 県1/3

<趣 旨>

男性(父親)の家事・育児参加が不十分であることが少子化の要因の一つとなっていることから、男性の家事・育児参加や地域全体で子どもがいる世帯を応援する機運のさらなる醸成のため、「育児の日」フォーラムを開催するなど、安心して子どもを生み育てられる機運の醸成を図る。

<事業内容>

- (1) 「育児の日」フォーラムの開催
- (2) 男性の家事育児参画応援読本(フリーペーパー等)の作成及び配布

事業名等	プレコンセプションケア推進事業(再掲)		
実施主体	県(子育て支援課)	事業開始年度	令和7年度
R7当初予算額	3, 309千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

子ども・若者が主体的に将来を選択できるよう、性や妊娠・出産等に関する医学

的・科学的に正しい知識の普及により，妊娠・出産を含むライフプランニング教育の充実を図るとともに，将来の妊娠のための健康管理に関する情報提供など，ライフステージごとに必要となる備えや支援制度についての情報，学習機会の提供などを行う。

<事業内容>

(1) 講演会の開催

① 対象

高校生から20代前半の男女
小中学生の保護者や支援者等

② 内容

- ・ 医師や助産師等専門家による講演（妊娠・出産に関する医学的根拠や現状等を含む）
- ・ 妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識を踏まえたライフプランセミナーの開催

(2) SNS等を活用した普及・啓発

- ・ SNSを活用し，妊娠・出産に関する医学的・科学的に正しい知識の普及を図る。
- ・ リーフレットの作成・配布

事業名等	配偶者等からの暴力対策推進事業（県民に対する広報・意識啓発，デートDV未然防止の取組）		
実施主体	県（男女共同参画室，男女共同参画センター）	事業開始年度	平成23年度
R7当初予算額	1, 6 5 5 千円	財源負担割合	国庫補助(87千円)

<趣 旨>

関係機関・民間団体と連携して，DV根絶のため「女性に対する暴力をなくす運動」期間においてキャンペーンを実施し，県民等に対して広報・意識啓発をするとともに，高校が開催するデートDV防止についてのセミナーに講師を派遣し，デートDVの未然防止を図る。

<事業内容>

- (1) 「女性に対する暴力をなくす運動」期間におけるキャンペーン
- (2) 学校への男女共同参画お届けセミナー（デートDV防止関係）

事業名等	男女共同参画社会促進事業（若年層のための意識啓発）		
実施主体	県（男女共同参画センター）	事業開始年度	平成25年度
R7当初予算額	2, 7 7 7 千円	財源負担割合	基金繰入金(2,078千円)

<趣 旨>

男女共同参画社会の実現のため，学校や大学等と連携して，セミナーやワークショップを実施することにより，若年層に対して男女共同参画についての理解を深める教育や啓発を行う。

<事業内容>

- (1) 学校への男女共同参画お届けセミナー

(2) 人権・男女共同参画教育の推進

- ・ 高校生のためのピアサポーター養成講座 ・ デートDV防止セミナー

事業名等	がん理解促進事業		
実施主体	県（健康増進課）	事業開始年度	令和4年度
R7当初予算額	5,371千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

小学校、中学校、高校等の児童及び生徒のがんに関する正しい理解を促進するとともに、中高年層のがんへの理解を深め、がん検診受診率の向上につなげる。

<事業内容>

- (1) 本県独自の普及啓発資材（がん教育冊子）の配布
- (2) 外部講師派遣・人材育成

事業名等	障害者保健福祉大会開催事業		
実施主体	県（障害者支援室）	事業開始年度	—
R7当初予算額	916千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

県内の身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者等及びその家族並びに行政・教育関係者及び障害者団体などの関係者のほか、県民の参加のもと、障害者の社会参加への意欲を喚起するとともに、障害者一人ひとりの人格と個性が尊重される社会づくりをめざし、障害や障害者に対する県民の理解と認識をより一層深めることを目的として、障害者保健福祉大会を開催する。

<事業内容>

- (1) 表彰
知事表彰，鹿児島県身体障害者福祉協会会長表彰，鹿児島県手をつなぐ育成会理事長表彰，鹿児島県精神保健福祉会連合会理事長表彰
- (2) 体験発表
障害者団体からの推薦者（障害者，家族，関係者等），「心の輪を広げる体験作文」入賞者による体験発表
- (3) 講演
講師を招いての講演実施

事業名等	障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり事業		
実施主体	県（障害福祉課）	事業開始年度	平成25年度
R7当初予算額	12,803千円	財源負担割合	国庫（220千円）

<趣 旨>

「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障害を理由とする差別の解消を推進するため、県民、事業者に対する普及啓発や相談員による相談対応を行い、また、県障害者差別解消支援協議会を開催する。

<事業内容>

- (1) 県民を対象とした普及啓発（ホームページ、パンフレット等）
- ※（そのほかの事業内容）
- (2) 相談体制（障害者くらし安心相談員3人による相談対応）
 - (3) 紛争解決体制（県障害者差別解消支援協議会の開催）
 - (4) 障害者差別解消法に関する事務

事業名等	かごしま県民手話言語普及等推進事業（手話講座等開催事業）		
実施主体	県（障害者支援室）	事業開始年度	令和3年度
R7当初予算額	965千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、ろう者が手話を使用しやすい環境の整備等を図るため、県民等に手話を普及するための講座を開催する。

<事業内容>

- ・ 県民向け手話講座の開催

事業名等	「手話言語の国際デー」及び「国際ろう者週間」における啓発活動		
実施主体	県（障害者支援室）	事業開始年度	令和4年度
R7当初予算額	50千円	財源負担割合	国1/2, 県1/2

<趣 旨>

「かごしま県民手話言語条例」を踏まえ、手話の普及やろう者に対する理解促進を図るため、「手話言語の国際デー」及び「国際ろう者週間」に合わせて手話の普及啓発活動等を行う。

<事業内容>

- (1) ブルーライトアップ（アミュプラザ鹿児島（アミュラン）、センテラス天文館（センテラスクエア）等（予定））
- (2) 啓発活動

事業名等	「世界自閉症啓発デー」及び「発達障害啓発週間」における啓発活動		
実施主体	県（障害福祉課、こども総合療育センター）	事業開始年度	平成24年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

発達障害に関する県民の理解を深めるため、「世界自閉症啓発デー」（4月2日）及び「発達障害啓発週間」（4月2日～8日）において、鹿児島市内でブルーライトアップや啓発活動等を行う。

<事業内容>

- (1) ブルーライトアップ（アミュプラザ観覧車、甲突川の橋梁（高見橋、西田橋）、ソラリア西鉄ホテル鹿児島、鹿児島城御楼門、センテラス天文館（センテラスクエア））
- (2) 啓発活動

事業名等	自殺予防週間における啓発活動		
実施主体	県（障害福祉課，精神保健福祉センター，各保健所）	事業開始年度	平成21年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	—

＜趣 旨＞

自殺対策に関する県民の理解を深めるため，自殺予防週間（9月10日～16日）において，集中的に啓発活動等を実施し，自殺対策の推進を図る。

＜事業内容＞

県庁舎や自殺予防情報センター（精神保健福祉センター）等でのぼり旗を掲揚し，自殺対策の普及・啓発を図る。

事業名等	心の健康を考えるつどい		
実施主体	鹿児島県精神保健福祉協議会	事業開始年度	平成10年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	—

＜趣 旨＞

地域社会における精神保健福祉について，県民の理解を深めるとともに，精神的健康の保持増進を図る。

＜事業内容＞

- (1) 基調講演（思春期精神保健，ストレス・うつ対策，依存症・認知症予防等）
- (2) パネルディスカッションなど

事業名等	広報活動事業		
実施主体	県（総務福利課）	事業開始年度	昭和56年度
R7当初予算額	1, 033千円	財源負担割合	県単

＜趣 旨＞

本県教育行政に対する保護者及び教職員の理解を深め，子供の教育に関する啓発や意識高揚を図る。

＜事業内容＞

広報紙「かごしまの教育」を年1回発行し，公立の小・中・義務教育・高等・特別支援学校に児童生徒のいる全家庭に配布する。

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育に関する広報・啓発）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2, 353千円	財源負担割合	国1/3，県2/3

＜趣 旨＞

家庭教育支援に関する情報を整理し，提供するとともに，家庭教育啓発リーフレットを作成・配布し，家庭の教育力の向上に資する。

＜事業内容＞

- (1) 啓発資料の作成・配布
- (2) Web上での情報提供（県ホームページ，県公式facebook）
- (3) 多くの親子が集まる場所等における広報活動

(4) 家庭教育支援キャラバン「親子すくすくフェスタ」等

事業名等	地域で支える家庭教育推進事業（家庭教育について企業の理解促進）		
実施主体	県（社会教育課）	事業開始年度	令和6年度
R7当初予算額	2,353千円	財源負担割合	国1/3, 県2/3

<趣 旨>

企業関係者の会合等に出向き、家庭教育の重要性や推進について説明し、社員のワークライフ・バランスの在り方や、働く保護者が学校行事等に参加しやすい体制づくりについて理解と協力を求める。

<事業内容>

(1) 企業団体等への訪問依頼

- ・ 鹿児島県家庭教育支援条例の周知（第9条－事業者の役割）
- ・ 家庭教育の重要性や社員のワークライフ・バランスの在り方
- ・ 働く保護者が学校行事等に参加しやすい体制づくり 等

(2) 事業者向け家庭教育支援啓発リーフレットの配布

事業名等	図書館サービスの充実		
実施主体	県（図書館）	事業開始年度	平成17年度
R7当初予算額	—	財源負担割合	—

<趣 旨>

県立の図書館内に「子育て・教育支援コーナー」を設置し、子育て・家庭教育関係図書や関係機関のパンフレット等を展示する。

<事業内容>

対象者：県民一般

場 所：県立図書館，県立奄美図書館

内 容：テーマごとに分類し，図書資料を常時展示

（県立図書館13テーマ，県立奄美図書館10テーマ）

事業名等	文化財愛護思想の普及（文化財研修講座）（再掲）		
実施主体	県（文化財課）	事業開始年度	昭和48年度
R7当初予算額	74千円	財源負担割合	県単

<趣 旨>

県内の文化財行政関係者，官公庁職員，教育関係者及び文化財に関心のある一般県民が，文化財への理解と認識を深め，文化財に関する愛護思想の普及が図られるよう，文化財研修講座を開催する。

<事業内容>

文化財保護に関する基本的な知識の習得（講座，講演等）

○鹿児島県家庭教育支援条例

平成25年10月11日
条例第59号

鹿児島県家庭教育支援条例をここに公布する。

鹿児島県家庭教育支援条例

家庭は、教育の原点であり、全ての教育の出発点であると言われる。このことは、子どもにとって、親が人生最初の教師であるとも言える。

基本的な生活習慣、豊かな情操、他人に対する思いやり、善悪の判断などの基本的な倫理観、自立心、自制心などは、愛情による絆で結ばれた家族との触れ合いを通じて、家庭で育まれるものである。特に、幼少期における家庭教育は、人の一生に大きな影響を及ぼす面があり、学校の役割は、その家庭で造り上げられた土台の上に建物を乗せるようなものである。

私たちが住む鹿児島県には、「郷中教育」や「日新公いろは歌」などの教えをはじめ、教育を大事にする伝統や風土があり、これらを背景に地域の教育力が育まれていく中で、日本の黎明期をリードした幾多の人材を輩出してきた。そして、それぞれの家庭はもちろんのこと、子どもを取り巻く地域社会、その他県民みなで協働することで子どもの育ちを支えてきた。また、子どもの育ちとともに親としての育ちも支えられてきた。

しかしながら、少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化など、社会が変化している中で、次第に地域の教育力が低下していき、過保護、過干渉、放任など家庭の教育力も低下してきていることが指摘されている。また、子育て等に対する親の不安や児童虐待などが問題となるとともに、いじめの問題や子どもたちの自尊心の低さも指摘されている。現代社会は、親子の育ちを支える人間関係が弱まり、社会経済も変動しており、家庭教育が困難になっている社会とまず認識することが必要である。

これまでも、教育における家庭の果たす役割と責任についての啓発など、家庭教育を支援するための様々な取組が行われてきているが、今こそ、その取組を更に進めていくことが求められている。

家庭教育が困難になっている家庭への支援は、重要な社会的課題であり、こうした取組により、各家庭が改めて家庭教育に対する責任を自覚し、その役割を認識するとともに、家庭を取り巻く学校等、地域、事業者、行政その他県民みなで家庭教育を支えていくことが必要である。

ここに、子どもたちの健やかな成長に喜びを実感できる鹿児島県の実現を目指して、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、家庭教育の支援に関し、基本理念を定め、県の責務並びに保護者、学校等、地域住民、地域活動団体及び事業者の役割を明らかにするとともに、家庭教育を支援するための施策(以下「家庭教育支援施策」という。)の基本となる事項を定めることにより、家庭教育支援施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの生活のために必要な習慣の確立並びに子どもの自立心の育成及び心身の調和のとれた発達に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「家庭教育」とは、保護者(親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。)がその子どもに対して行う教育をいう。

2 この条例において「子ども」とは、おおむね18歳以下の者をいう。

3 この条例において「学校等」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(大学を除く。)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第39条第1項に規定する保育所及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律(平成18年法律第77号)第7条第1項に規定する認定こども園をいう。

4 この条例において「地域活動団体」とは、社会教育法(昭和24年法律第207号)第10条に規定する社会教育関係団体、地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第1項に規定する地縁による団体その他の団体で、地域的な共同活動を行うものをいう。

5 この条例において「事業者」とは、事業を行う法人その他の団体及び個人をいう。

(基本理念)

第3条 保護者は、その子どもの教育について第一義的責任を有する。

2 家庭教育の支援は、学校等、職域、地域その他の社会のあらゆる分野における全ての構成員が、それぞれの役割を果たすとともに、家庭教育の自主性を尊重しつつ、相互に協力しながら一体的に取り組むことを旨として行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、家庭教育支援施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、市町村、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者と連携し、及び協働して取り組むものとする。

3 県は、第1項の規定により家庭教育支援施策を策定し、及び実施するに当たっては、保護者及び子どもの障害の有無、保護者の経済状況その他の家庭の状況の多様性に配慮するものとする。

(市町村との連携)

第5条 県は、市町村が家庭教育支援施策を策定し、又は実施しようとするときは、市町村に対して情報の提供、技術的助言その他必要な支援を行うものとする。

(保護者の役割)

第6条 保護者は、基本理念にのっとり、その子どもの教育について第一義的責任を有するものとして、子どもに愛情をもって接し、生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとし、また、自らも親として成長していくよう努めるものとする。

(学校等の役割)

第7条 学校等は、基本理念にのっとり、保護者及び地域活動団体と連携し、及び協働して、子どもに生活のために必要な習慣を身に付けさせるとともに、自立心を育成し、心身の調和のとれた発達を図るよう努めるものとする。

2 学校等は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(地域住民等の役割)

第8条 地域住民は、基本理念にのっとり、互いに協力し、家庭教育を行うのに良好な地域環境の整備に努めるとともに、地域における歴史、伝統、文化等に関する行事等を通じ、子どもの健全な育成に努めるものとする。

2 地域活動団体は、基本理念にのっとり、保護者及び学校等と連携し、及び協働して、家庭教育を支援するための取組を積極的に行うよう努めるものとする。

3 地域活動団体は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第9条 事業者は、基本理念にのっとり、家庭教育における保護者の役割の重要性に鑑み、その雇用する従業員に係る多様な労働条件の整備その他の従業員の職業生活と家庭生活

との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、県又は市町村が実施する家庭教育支援施策に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

- 第10条 県は、家庭教育支援施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

- 第11条 知事は、毎年度、家庭教育支援施策を取りまとめ、議会に報告するとともに、公表するものとする。

(親としての学びを支援する学習機会の提供)

- 第12条 県は、親としての学び(保護者が、子どもの発達段階に応じて大切にしたい家庭教育の内容、子育ての知識その他の親として成長するために必要なことを学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、親としての学びを支援するための講座の開設その他の保護者の学習の機会の提供を図るものとする。

(親になるための学びの推進)

- 第13条 県は、親になるための学び(子どもが、家庭の役割、子育ての意義その他の将来親になるために必要な知識を学ぶことをいう。次項において同じ。)を支援するための学習の方法の開発及びその普及を図るものとする。

- 2 県は、学校等が親になるための学びの機会を提供する場合は、これを支援するものとする。

(人材養成等)

- 第14条 県は、家庭教育の支援を行う人材の養成及び資質の向上並びに家庭教育の支援を行う人材相互の連携の推進を図るものとする。

(関係者の連携した活動の促進)

- 第15条 県は、保護者、学校等、地域住民、地域活動団体、事業者その他の関係者が相互に連携し、協力して取り組む家庭教育を支援するための活動の促進を図るものとする。

(相談体制の整備・充実)

- 第16条 県は、家庭教育に関する相談に応ずるため、相談体制の整備及び充実、相談窓口の周知その他の必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

- 第17条 県は、科学的知見に基づく家庭教育に関する情報の収集、整理、分析及び県民への提供を行うものとする。

- 2 県は、教育における保護者の果たす役割及び責任の重要性について、県民の理解を深め、意識を高めるため、必要な啓発を行うものとする。

- 3 県は、家庭教育の支援に関する社会的気運を醸成するため、家庭教育の支援に積極的に取り組む団体の活動を促進するための取組の実施、家庭教育の支援に関する有用な事例の紹介その他の必要な施策を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。